

令和5年度 契約締結前における公表（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号）

番号	契約の名称 (物品/役務の名称)	概要	契約期間	契約締結予定日	契約相手方の選考基準	問い合わせ先	備考
1	文書仕分業務	行政連絡員宅に発送する文書の梱包作業	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	令和5年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	総務部総務課 内線2351	
2	本庁舎日直業務	庁舎の管理	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	令和5年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	総務部総務課 内線2344	
3	白河駅前駐輪場内及びトイレ清掃業務	白河駅前駐輪場内清掃（週1回）、駅前トイレ清掃（363日）	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	令和5年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	市民生活部生活防災課 内線2702	
4	不法投棄監視・撤去業務	市内全域のパトロール及び不法投棄物の回収	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	令和5年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	市民生活部環境保全課 内線2186	
5	羅漢山霊園管理業務	羅漢山霊園の埋葬受付、霊園内の清掃・管理	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	令和5年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	市民生活部環境保全課 内線2186	
6	サンフレッシュ白河窓口代行及び施設整備業務	土日祝日昼間及び平日夜間（午後5：15～9：15）の施設利用申込受付代行、施設内の樹木の剪定・除草	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	令和5年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	市民生活部市民課 内線2174	
7	サンフレッシュ白河清掃業務	施設の清掃（1日3時間×週5回）	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	令和5年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定める障害者支援施設等であること。 ②業務を適切に遂行できること。	市民生活部市民課 内線2174	
8	五箇市民センター清掃業務	施設の清掃（週2回）	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	令和5年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	市民生活部市民課 内線2174	
9	新型コロナウイルスワクチン接種会場における車両案内業務委託	新型コロナウイルスワクチン集団接種会場における車両案内業務	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	令和5年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	保健福祉部健康増進課 0248-27-2112	
10	幼稚園管理業務	表郷・ひがし幼稚園の園舎内外の整理整頓、清掃管理、簡易な営繕補修などの管理	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	令和5年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	保健福祉部こども未来室 こども育成課 内線2121	
11	保育園管理業務	さくら・わかば・おもてごう保育園の園舎内外の整理整頓、清掃管理、簡易な営繕補修などの管理	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	令和5年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	保健福祉部こども未来室 こども育成課 内線2121	

番号	契約の名称 (物品/役務の名称)	概要	契約期間	契約締結予定日	契約相手方の選考基準	問い合わせ先	備考
12	工業の森・新白河B工区及びC工区維持管理業務	工業団地内維持管理（草刈、道路路肩清掃、排水路清掃、トイレ清掃、ごみ拾い等） ※管理面積：96,692㎡	令和5年4月17日～ 令和5年12月31日	令和5年4月17日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	産業部商工課 0248-21-5970	
13	道路パトロール等業務委託	道路パトロール、舗装路面小規模修繕及び道路除草作業	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	令和5年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	建設部道路河川課 内線2227	
14	城山公園管理業務	公園内清掃および樹木管理、城山公園駐車場管理	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	令和5年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	建設部都市計画課 内線2235	
15	南湖公園清掃等業務	公園内の清掃および樹木管理	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	令和5年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	建設部都市計画課 内線2235	
16	阿武隈川河川公園ほか清掃等業務委託	公園内の清掃および樹木管理、芝生管理	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	令和5年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	建設部都市計画課 内線2235	
17	歴史民俗資料館等受付等業務	歴史民俗資料館の受付（土日祝日）・清掃、小峰城歴史館の受付及び館内の簡易な清掃、旧小峰城太鼓櫓の受付及び簡易な清掃	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	令和5年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	建設部文化財課 0248-27-2310	
18	小峰城三重櫓管理及び清水門・矢之門開閉業務	三重櫓管理、清水門・矢之門の開閉	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	令和5年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	建設部文化財課 0248-27-2310	
19	市内指定史跡等下草刈業務	白河関跡、下総塚古墳等の下草刈	令和5年5月10日～ 令和5年11月30日	令和5年5月10日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	建設部文化財課 0248-27-2310	
20	白河市学校管理業務	市内の各小・中学校（小学校13校、中学校7校）の用務員派遣	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	令和5年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	教育委員会教育総務課 内線2361	
21	表郷総合運動公園管理業務	管理、受付、清掃及び草刈等環境整備	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	令和5年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	教育委員会生涯学習スポーツ課 内線2503	
22	大信総合運動公園管理業務	管理、受付、清掃及び草刈等環境整備	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	令和5年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第4号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	教育委員会生涯学習スポーツ課 内線2503	
23	東風の台運動公園管理業務	管理、受付、清掃及び草刈等環境整備	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	令和5年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	教育委員会生涯学習スポーツ課 内線2503	

番号	契約の名称 (物品/役務の名称)	概要	契約期間	契約締結予定日	契約相手方の選考基準	問い合わせ先	備考
24	白河市中心・表郷・大信及び東公民館受付・清掃・草刈及びワックスがけ業務委託	受付、窓口、館内管理、館内及び外回り清掃、外回り草刈り、床のワックスがけ	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	令和5年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	中央公民館 0248-23-3810	
25	投開票所設営等業務（白河市議会議員一般選挙及びこれと同時に行う白河市長選挙）	選挙公報車運転、公報配布、物資運搬・回収、開票所設営補助等	未定（選挙告示後から投票日以降）	未定（選挙告示後）	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	選挙管理委員会事務局 内線(31)2510	
26	投開票所設営等業務（福島県議会議員一般選挙）	選挙公報車運転、公報配布、物資運搬・回収、開票所設営補助等	未定（選挙告示後から投票日以降）	未定（選挙告示後）	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	選挙管理委員会事務局 内線(31)2510	
27	表郷庁舎文書配達業務	表郷庁舎～本庁舎間における文書、物品搬送等を含む連絡及び表郷地域行政連絡員自宅等への文書配布	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	令和5年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	表郷庁舎地域振興課 0248-32-2111	
28	表郷地域公共施設環境整備業務	道路パトロール補修、草刈り等	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	令和5年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	表郷庁舎事業課 0248-32-4786	
29	白河市大信老人福祉センター管理業務	大信老人福祉センターの管理	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	令和5年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	大信庁舎地域振興課 0248-46-2111	
30	白河市大信庁舎清掃業務	庁舎内外の清掃（週3回）	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	令和5年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	大信庁舎地域振興課 0248-46-2111	
31	大信庁舎文書配達業務	大信庁舎・本庁間の文書等配達	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	令和5年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	大信庁舎地域振興課 0248-46-2111	
32	増見・下新城河川公園管理業務	河川公園の維持管理	令和5年5月1日～ 令和5年10月31日	令和5年5月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	大信庁舎事業課 0248-46-2115	
33	道路植樹帯管理業務	道路植樹帯の維持管理	令和5年5月1日～ 令和5年9月30日	令和5年5月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	大信庁舎事業課 0248-46-2115	
34	東地域広報紙等全戸配付業務	広報紙及び市民向けチラシ等の全戸配布	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	令和5年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	東庁舎地域振興課 0248-34-2111	
35	東庁舎等清掃業務	東庁舎及び農業技術センター内外の清掃	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	令和5年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	東庁舎地域振興課 0248-34-2111	

番号	契約の名称 (物品/役務の名称)	概要	契約期間	契約締結予定日	契約相手方の選考基準	問い合わせ先	備考
36	東庁舎管理補助業務	庁舎と本庁の連絡業務及び庁舎周辺の整備	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	令和5年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	東庁舎地域振興課 0248-34-2111	
37	東庁舎広報紙等仕分け業務	全戸配布する広報紙やチラシの仕分け作業	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	令和5年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	東庁舎地域振興課 0248-34-2111	
38	水道施設点検業務委託	各水道施設の点検業務 各施設週1回の点検	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	令和5年4月1日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	水道部水道課 0248-27-2541	
39	水道施設草刈業務委託	水道施設の草刈・剪定・落ち葉集積業務	令和5年4月17日～ 令和5年11月30日	令和5年4月17日	次のいずれも満たしていること。 ①地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に定めるシルバー人材センターであること。 ②業務を適切に遂行できること。	水道部水道課 0248-27-2541	